通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第１項及び労働関係調整法施行令第 10 条の４第１項の規定に基づいて、東京民医連労働組合リップル支部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第４項の規定に基づいてお知らせします。

１　開始日

令和８年 11 月５日以降

２　場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

３　要求事項

年末一時金等

令和８年 10 月 29 日

厚生労働大臣　上野　賢一郎

別　記

セントラルキッチン、みさと健和病院サテライトキッチン、オリーブ（以上、埼玉県）、東葛病院サテライトキッチン（千葉県）、給食協同サービスリップル本社、柳原病院サテライトキッチン、柳原リハビリテーション病院サテライトキッチン、老人保健施設千寿の郷サテライトキッチン、やすらぎの郷サテライトキッチン、代々木病院サテライトキッチン、中野共立病院サテライトキッチン、東京健生病院サテライトキッチン、大泉生協病院サテライトキ

ッチン、立川相互病院サテライトキッチン、あきしま相互病院サテライトキッチン、王子生協病院サテライトキッチン（以上、東京都）